

## 「足立区奨学金返済支援事業補助金」申請についてよくある質問

<b>1 受給資格について</b>	
<b>Q1 産休・育休の場合も補助対象となるのか</b>	
A1	はい。足立区内の私立保育施設に在籍中で奨学金を返済しているのであれば、対象となります。
<b>Q2 区外在住者でも補助対象となるのか</b>	
A2	はい。足立区内の私立保育施設に勤務していれば、区外在住の場合でも対象となります。
<b>Q3 施設長でも補助対象となるのか</b>	
A3	はい。奨学金を利用して保育士資格を取得したなど、要綱第3条の要件を全て満たしていれば、施設長の方でもご申請いただけます。
<b>Q4 1年以上の労働契約を締結しており、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、社会保険適用であるが、「非常勤」として雇用されている。補助対象となるのか</b>	
A4	はい。上記の状態であれば、要綱第2条2項の要件を満たしておりますので、「非常勤」として雇用されていても対象となります(要綱第3条の要件も全て満たしている必要があります)。
<b>2 申請方法について</b>	
<b>Q5 昨年度もこの補助金を利用した。自動更新となるのか</b>	
A5	いいえ。昨年度申請した方でも毎年申請が必要です。
<b>Q6 新卒者で返済猶予期間があるが、上半期の申請は必要か</b>	
A6	4月から9月までの間に返済実績がない場合、上半期の申請は必要ありません。ただし、4月から9月までの間に返済実績がある場合は申請が必要です。
<b>Q7 結婚をしたが、保育士証が旧姓のままである。それでも申請可能か</b>	
A7	はい。戸籍謄本や免許証の裏書き等、姓が変更されたことが分かる公的書類も合わせてご提出いただければ申請可能です。 ただし、保育士証は、本補助金に限らず様々な手続等で必要になりますので、登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会)で姓変更の手続きをお早めに行ってください。(申請から新しい保育士証交付まで2カ月程度かかります)。
<b>Q8 貸与証明として通帳の写しを提出してもよいか</b>	
A8	いいえ。通帳の写しでは受付できません。 <u>貸与機関が発行し</u> 、貸与機関名・借受人(申請者本人の名前)・卒業した指定保育士養成施設名が分かる書類をご提出ください。
<b>Q9 貸与証明は、昨年度に貸与機関が発行してもらったものを提出してもよいか</b>	
A9	はい。貸与機関が発行し、貸与機関名・借受人(申請者本人の名前)・卒業した指定保育士養成施設名が分かれば昨年度のものでも結構です。

## 「足立区奨学金返済支援事業補助金」申請についてよくある質問

Q10 貸与証明として奨学生証を提出したいが、旧姓のままである。戸籍謄本や免許証の裏書き等、姓が変更されたことが分かる公的書類も提出しなければならないか。
A10 昨年度以前に姓が変更されたことが分かる公的書類をご提出いただいている場合は、今年度の提出は不要です。昨年度以前にご提出いただいていない場合には、今年度ご提出ください。
Q11 在職証明書は法人規定のものでもよいか
A11 いいえ。在職証明書は要綱様式を使用してください。
<b>3 様式の記入について</b>
※「記名」とは、自己の氏名を手書き(自署)するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すことをいいます。
Q11 例年パソコン入力で作成しているが、今年度から手書きしか受付できないのか。
A11 いいえ。パソコン入力の場合はこれまでどおり朱肉を使う印鑑にて氏名の横に押印をしていただければ受付できます。軽微な訂正を区職員が行うことについての同意欄も、パソコン入力される場合は朱肉を使う印鑑を忘れずに押印してください。
Q12 記入日の決まりはあるか。
A12 ・実績報告書兼交付申請書⇒上半期/9月の返済日以降の日付、下半期/令和4年3月31日 ・在職証明書⇒上半期/令和3年10月1日以降の日付、下半期/令和4年3月31日 ・交付請求書兼口座振替依頼書⇒上半期・下半期いずれも/交付決定日以降の日付としてください。
Q13 記入を誤ってしまった場合、どのように訂正すればよいか。
A13 ①実績報告書兼交付申請書・交付請求書兼口座振替依頼書 ・本人が氏名欄に手書きで署名した場合 ⇒訂正箇所に二重線を引き上部に正しい文言を記載したうえで隣に手書きで氏名を記入 ・記名押印した場合 ⇒訂正印にて訂正 ②在職証明書 ・代表者様ご本人が代表者職名欄に手書きで署名した場合 ⇒訂正箇所に二重線を引き上部に正しい文言を記載したうえで隣に代表者様ご本人が手書きで代表者名を記入 ・代表者署名に記名押印した場合 ⇒訂正印にて訂正 いずれの場合も、軽微な訂正を区の職員が行うことについての同意欄に署名もしくは記名押印をいただければ、区での訂正も可能ですので、ご協力ください。
Q14 軽微な修正を区の職員が行うことについての同意欄は、記名押印でもよいのか。
A14 はい。ご本人が手書きで署名(在職証明書の場合は、代表者様ご本人が手書きで署名)するほか、記名のうえ朱肉を使う印鑑を押印いただく形でも結構です。